

【鳥取県からのお知らせ(その2)】県の見解を求める御意見について

鳥取県生活環境部  
循環型社会推進課

この度、淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下、「条例」という。)」の手続において、条例第 12 条の規定に基づき周知された見解書に対する再意見書の中で、県に対しても個別の見解を求める御意見をいただきました。

県は紛争の予防を図り、紛争が生じた時は紛争の解決のための調整を図ることが条例上の責務となっており、県が個別に見解を示すことは適当ではないと考えていますが、条例手続に関する御意見がございましたので、それに対する見解は別添のとおりです。

〈問合せ先〉

鳥取県生活環境部

循環型社会推進課(電話:0857-26-7681)

## 再意見書に対する県の見解

再意見	県の見解
<p>1 廃棄物処理施設設置手続条例の手続について</p> <p>(1) 意見書の提出先がセンターと県となっている理由について</p> <p>(2) 地元説明会に県職員を参加させた理由について</p> <p>(3) 「お知らせ」文書について</p> <p>(4) 見解書説明会等の開催について</p>	<p>○ 意見書の提出先は、条例第11条の規定により知事及び事業者に提出していただいたものです。          なお、県の見解を求めるとご意見については、前回の見解書縦覧の際にお示しした【鳥取県からのお知らせ】のとおりです。</p> <p>○ 地元説明会への職員の参加は、説明会の開催状況を把握するためであり、職員の説明は、手続条例の制度説明等について行ったものです。</p> <p>○ 意見書への見解書の提出については、条例上事業者の責務として規定されています。なお、県の見解を求めるとご意見に対しては、条例の趣旨を改めて御理解いただくため、前回の見解書縦覧の際にお示しした【鳥取県からのお知らせ】という形で周知させていただいたものです。</p> <p>○ 説明会の開催については、関係住民の理解を得るための必要性を十分検討した上で、事業者が判断すべきものと考えております。</p>
<p>2 県廃棄物審議会への意見聴取について</p>	<p>○ 本条例では、「関係住民は地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を提出することができる」と規定されております。センターから提出された見解書に関して、県は、意見書に対する見解が漏れなく示されているかなどを確認した上で、さらに地域の安全を担保し、住民に安心していただけるように、廃棄物審議会を開催し、関係住民からの意見内容に対応した見解が適切に示されているかなどについて専門的見地から御意見をいただいたものです。</p>
<p>3 県環境審議会への諮問について</p>	<p>○ 本案件は、手続条例に基づき鳥取県廃棄物審議会にて審議することになります。なお、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に規定された県環境審議会の所掌事務に産業廃棄物処理施設の設置は含まれておらず、諮問の必要性はないものと考えています。</p>
<p>4 その他</p> <p>○ 大山開山1300年祭との関係について</p>	<p>○ 産業廃棄物管理型処分場の設置については、施設の安全性を確保するために定められた厳格な国の基準に適合させることで、良好な生活環境が守られ、産業振興のみならず、大山の自然環境を含む本県の豊かな自然環境の保全に寄与するものと考えておりますので、今後も厳正に審査を行って参ります。</p>